

## 行政職給料表（一）及び企業職給料表（一） 2級昇任試験実施要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、職員の任用に関する規則（昭和40年茨木市規則第10号）第31条に基づき、行政職給料表（一）及び企業職給料表（一）適用職員の2級昇任試験（以下「試験」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（試験の方法）

第2 試験は、筆記試験（レポート方式）、人事評価及び経歴評定により行う。

（受験資格）

第3 試験の受験資格を有する者は、行政職給料表（一）及び企業職給料表（一）の1級の職員で、別表に定める昇任試験資格基準表における必要経験年数を満たす者とする。

2 必要経験年数には、一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和33年茨木市規則第1号）別表第4及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（昭和43年茨木市水道事業管理規程第5号）別表第4の経験年数換算表に準じて換算した経験年数を加算する。

3 経験年数の基準日は、当該年度の3月31日現在とする。

（試験の実施等）

第4 試験は、毎年度1回実施するものとし、その告知は、受験資格を有する者に適切な方法により行うものとする。

（その他）

第5 この要綱に定めるもののほか、試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

2 第3の規定にかかわらず、各級在級年数と平成2年3月31日現在職員に適用されていた給料表の各等級（1級にあつては7等級、2級にあつては6等級、3級にあつては5等級）在級年数とを合算した年数を在級年数とみなす。

附 則

この要綱は、平成18年9月22日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表

行政職給料表(一)、企業職給料表(一) 2級昇任試験資格基準表

資格区分 職務の級	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
1 級	0	0	0	0
2 級	2	4	6	10

備考

- 1 各欄の数は、その職務の級に昇任するための必要経験年数を示す。